

平成30年白老町議会定例会11月会議会議録（第1号）

平成30年11月19日（月曜日）

開 議 午前 9時59分

散 会 午前10時55分

○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 行政報告について
- 第 4 報告第1号 専決処分の報告について
(平成30年度白老町一般会計補正予算（第5号）)
- 第 5 報告第2号 専決処分の報告について
(平成30年度白老町一般会計補正予算（第6号）)
- 第 6 報告第3号 専決処分の報告について
(平成30年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）)
- 第 7 議案第 1号 平成30年度白老町一般会計補正予算（第8号）
- 第 8 議案第 2号 平成30年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第 3号 平成30年度白老町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第10 陳情第 1号 白老町の民間団体への過剰支援是正等に関する陳情書

○会議に付した事件

- 議案第 1号 平成30年度白老町一般会計補正予算（第8号）
- 議案第 2号 平成30年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 3号 平成30年度白老町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 報告第 1号 専決処分の報告について
(平成30年度白老町一般会計補正予算（第5号）)
- 報告第 2号 専決処分の報告について
(平成30年度白老町一般会計補正予算（第6号）)
- 報告第 3号 専決処分の報告について
(平成30年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）)

○出席議員（14名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 山 田 和 子 君 | 2番 小 西 秀 延 君 |
| 3番 吉 谷 一 孝 君 | 4番 広 地 紀 彰 君 |
| 5番 吉 田 和 子 君 | 6番 氏 家 裕 治 君 |
| 7番 森 哲 也 君 | 8番 大 淵 紀 夫 君 |

9番	及川保君	10番	本間広朗君
11番	西田祐子君	12番	松田謙吾君
13番	前田博之君	14番	山本浩平君

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

3番	吉谷一孝君	4番	広地紀彰君
5番	吉田和子君		

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	戸田安彦君
副町長	古俣博之君
副町長	岩城達己君
教育長	安藤尚志君
総務課長	高尾利弘君
財政課長	大黒克己君
企画課長	工藤智寿君
象徴空間整備統括監	笠巻周一郎君
経済振興課長	藤澤文一君
農林水産課長	本間弘樹君
生活環境課長	本間力君
町民課長	山本康正君
税務課長	久保雅計君
上下水道課長	池田誠君
建設課長	小関雄司君
健康福祉課長	下河勇生君
高齢者介護課長	岩本寿彦君
学校教育課長	鈴木徳子君
生涯学習課長	武永真君
消防長	越前寿君
病院事務長	野宮淳史君
健康福祉課子育て支援室長	渡邊博子君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋裕明君
主査	小野寺修男君

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） 本日、11月19日は休会の日ですが、議事の都合により、特に定例会11月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(午前9時59分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第109条の規定により、議長において、3番、吉谷一孝議員、4番、広地紀彰議員、5番、吉田和子議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から本日の会議前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会、吉田和子委員長。

〔議会運営委員会委員長 吉田和子君登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉田和子君） 議長の許可をいただきましたので、本日の本会議前に行った議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

平成30年白老町議会定例会は、明年1月3日まで休会中ではありますが、会議条例第6条第3項の規定により休会中にかかわらず議事の都合により7月会議を開くこととしたところであります。

本委員会での協議事項は平成30年定例会11月会議の運営の件であります。

町長の提案に係るものとして平成30年度各会計の専決処分の報告3件、平成30年度の各会計の補正予算3件であります。関係課長から、その概要について説明を受けた後、いずれも本日の議事日程といたしました。

次に議会関係として、陳情1件を予定しております。

陳情第1号は、白老町の民間団体への過剰支援是正等に関する陳情であります。会議規則第76条の規定に基づき、産業厚生常任委員会へ付託することにいたしました。

これらのことから11月会議の再開は本日1日間とするものであります。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（山本浩平君） 議会運営委員長から報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎行政報告

○議長（山本浩平君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 平成30年白老町議会定例会11月会議の再開にあたり行政報告を申し上げます。

はじめに、バイオマス燃料化施設に係る会計検査院の検査報告についてであります。

先般の議会全員協議会においてご説明したとおり、昨年5月に実施された会計検査院による北海道会計実施検査におきまして、平成21年度に運営開始したバイオマス燃料化施設の整備費として活用した地域バイオマス利活用交付金は、補助金目的に達していないこと、今後の交付金事業としての施設稼働が見込めないこと等、同院より指摘を受け、これまで協議を重ねてきたところであります。

結果として、11月9日付け同院の報告により、平成26年4月から稼働を停止していたバイオマス燃料化施設のうち、当該施設の高温高圧処理設備等の補助金額相当額8,550万円を北海道へ返還することとなりました。

今後、町単独での燃料化施設の稼働、運営は困難である方向性を踏まえ、返還費用その他必要な予算措置については、以後の議会にご提案し説明する予定でございますので、あわせてご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

このような事態が発生したことは誠に遺憾であり、補助金の返還が伴う結果となってしまったことを深く受け止め、町民の皆様はじめ議会の皆様に対し心よりお詫びを申し上げます。

次に、北海道胆振東部地震の災害支援についてであります。

定例会9月会議において一部報告をしておりますが、東胆振1市4町による「災害時広域相互応援協定」等に基づき、引き続き職員派遣を行っているところであります。

安平町へは、本部連絡、避難所運営、保健師等による在宅被災者等の訪問活動業務で延べ64名を派遣したほか、9月29日から10月10日までの9日間、罹災証明書の発行業務で延べ23名の職員派遣を行ってまいりました。

厚真町へは、地震当日からの救助活動、救急・消防活動支援に延べ48名の消防職員を派遣したほか、戸籍事務処理、災害ごみの管理、支援物資の管理、配食支援、仮設住居入居者への保健活動業務など、延べ258名を派遣しております。

その他、炊き出し支援に延べ17名を派遣するなど、これまでに合計413名の職員派遣を行ってまいりました。

また、胆振町村会として西胆振3町と協議し、甚大な被害を受けた厚真町、むかわ町、安平町に対し、それぞれ200万円を贈呈することとし、今回の本会議において本町の負担分を補正予算として提案しております。

今後につきましては、災害発生時から2カ月が経過し、このたび災害対応に係る専決処分の

報告をさせていただくことなどから、本日をもって災害対応策本部を解散するとともに、今後は、新たに支援本部を設置して支援を続けていく考えであります。

なお、本11月会議には、議案3件、報告3件を提案申し上げておりますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

○議長（山本浩平君） 以上で行政報告は終わりました。

◎報告第1号 専決処分の報告について（平成30年度白老町
一般会計補正予算（第5号））

○議長（山本浩平君） 日程第4、報告第1号 専決処分の報告について（平成30年度白老町一般会計補正予算（第5号））を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） それでは報告第1号、報1-1をお開きください。専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

平成30年11月19日提出。白老町長。

記、(5)、災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事に関する歳入歳出予算の補正をすること。

次のページ、専決処分書。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例（平成20年条例第51号）第8条の規定により、町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

平成30年9月4日専決。白老町長。

平成30年度白老町一般会計補正予算（第5号）。

平成30年度白老町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ553万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108億8,318万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

4ページをお開きください。「第1表 歳入歳出予算補正」の1、歳入、次のページの2、歳出につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

続きまして、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明いたします。8ページをお開きください。

このたびの専決処分による補正予算は9月4日から5日にかけての台風21号による災害の対応経費を計上したものでございます。9款消防費、1項4目災害対策費、(1)災害対策経費553万8,000円の追加計上であります。3節職員手当等87万1,000円は災害対応に携わった職員の人件費であります。避難所5カ所の開設に携わった職員の時間外手当を含んであります。11節需

要費の食料費 3 万円は避難所の避難者及び職員の食事代でございます。13節委託料及び14節使用料賃借料につきましては合計で463万7,000円でございますが、主な作業といたしまして道路の風倒木処理などがございます。歳出は以上であります。

続きまして、6 ページにお戻りください。歳入であります。財源といたしまして20款繰越金の前年度繰越金を全額充当するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど申し上げます。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者からの説明がありましたが、この件に関して、何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

報告第 1 号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第 2 号 専決処分の報告について（平成30年度白老町
一般会計補正予算（第 6 号））

○議長（山本浩平君） 日程第 5、報告第 2 号 専決処分の報告について（平成30年度白老町一般会計補正予算（第 6 号））を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） それでは報告第 2 号でございます。報 2 - 1 をお開きください。専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第 2 項の規定により報告する。

平成30年11月19日提出。白老町長。

記、(5)、災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事に関する歳入歳出予算の補正をすること。

次のページでございます。専決処分書。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定に基づき、白老町議会会議条例（平成20年条例第51号）第 8 条の規定により、町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

平成30年 9 月 6 日専決。白老町長。

平成30年度白老町一般会計補正予算（第 6 号）。

平成30年度白老町一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,883万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億201万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

次に3ページであります。「第1表 歳入歳出予算補正」の1、歳入、次のページの2、歳出につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次に、第2表でございます。地方債補正につきましては、今回5本の起債について地方債、追加になりますけれども補正をいたします。詳細につきましては歳出のところで説明をいたします。

次に、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明いたします。8ページをお開きください。今回の専決処分による補正予算は9月6日に発生した北海道胆振東部地震の対応経費のほか、被災公共施設等の災害復旧経費さらに胆振東部の町を支援するための経費を計上したものであります。2款総務費、1項17目諸費、(1)災害支援職員派遣事業255万4,000円の追加計上であります。被害が大きかった厚真町及び安平町に対する支援として、胆振東部1市4町による災害時広域相互応援に関する協定に基づき9月9日から現在も継続でございますが数名の職員を毎日派遣し、支援物資の受付、搬送、食事の配送や仮設住宅への引っ越し作業などを行ってございます。このたびは10月31日までの分の職員の時間外手当等とマイクロバス1回分の使用料を計上するものでございます。財源は一般財源であります。

次に9款消防費、1項1目常備消防費、(1)北海道広域消防応援隊派遣活動事業139万8,000円の計上であります。北海広域消防応援協定に基づき9月6日から10月5日まで消防職員を厚真町に派遣し、行方不明者の捜索を行っております。派遣に伴う職員の時間外手当等のほか編上げ靴などの消耗品、消防自動車1台派遣した分の燃料費及び派遣職員の食料費を計上するものであります。財源は一般財源になります。

次に1項4目災害対策費、(1)災害対策経費702万2,000円の追加計上であります。3節職員手当435万8,000円は災害対応に携わった職員の人件費であり、避難所7カ所の開設に携わった職員の時間外手当等を含んでございます。9節旅費の費用弁償6万円は消防団の出動によるものでございます。11節需要費の消耗品費31万7,000円はカラーインクやカートリッジインクなど町内使用分のほか胆振東部の町からの依頼に基づき除菌用アルコール及びポリタンク等の支援物資を含んでございます。燃料費29万2,000円は町内の非常電源の燃料などであります。食料費75万4,000円は避難所の避難者及び職員の食事代のほか胆振東部の3町の避難所のまかない支援として白老牛37万8,000円の提供を含んでおります。12節役務費8,000円は避難所連絡用携帯電話の通信料であります。13節委託料及び14節使用料賃借料については合計で123万3,000円でございますが、教職員住宅のホームタンク修繕、避難所に対する食育防災センターの炊き出し及び毛布パットの委託などがございます。

続きまして、11款災害復旧費でございますが公共施設の復旧事業につきましては補助災害に認定される施設以外の復旧事業は単独災害とし、起債の対象とされ充当率100%、交付税措置は49.5%であります。このたびの地震による災害復旧事業は補助災害復旧事業として査定を受ける予定の白老小学校及び白老中学校合わせて起債額約1,000万円でございますが、この2校以外の被災施設については今回の補正予算において単独災害復旧事業債は活用して実施するものでございます。1項2目住宅施設災害復旧費、(1)住宅施設災害復旧事業92万9,000円は美園

団地F 3棟のベランダのモルタル剥離等の復旧でございます。財源として町債を90万円充当いたします。2項1目民生施設災害復旧費、(1)民生施設災害復旧事業149万1,000円の計上であります。萩野児童館災害復旧工事48万6,000円は外壁クラック補修及び玄関床タイルの補修であります。総合保健福祉センター災害復旧工事100万5,000円は東側外壁及び複数カ所の内壁の復旧工事などでございます。財源として町債140万円を充当いたします。

次のページをお開きください。3項1目公立学校施設災害復旧費、(1)公立学校施設災害復旧事業116万7,000円の追加計上であります。萩野小学校は校舎南面の外壁クラック補修など竹浦小学校はアリーナ玄関の壁面クラック補修、白翔中学校も外壁クラックの補修でございます。財源といたしまして町債110万円を充当いたします。

次に2目社会教育施設災害復旧費、(1)社会教育施設災害復旧事業342万円の追加計上であります。委託料の7万1,000円は町民温水プールの重油タンクの漏洩検査を実施したもので漏洩はございませんでした。中央公民館・コミセン・体育館・柔剣道場災害復旧事業136万1,000円はいずれも外壁クラックなどの補修でございます。町民温水プール災害復旧工事198万8,000円は温水配管及び空調器ダクトの破損復旧などでございます。財源として町債320万円を充当いたします。4項1目その他公共施設・公用施設災害復旧費、(1)その他公共施設災害復旧事業84万9,000円の追加計上であります。委託料の7万1,000円は食育防災センターの重油タンクの漏洩検査を実施したもので、この施設につきましても漏洩はございませんでした。食育防災センター災害復旧工事47万8,000円は屋外排水管の勾配修正及びアスファルトなどの埋戻し工事であります。旧社台小学校災害復旧工事30万円は外壁クラック等補修でございます。町債として70万円を充当いたします。歳出は以上であります。

次に6ページにお戻りください。歳入であります。財源として町債を730万円を充当するほか、20款繰越金の前年度繰越金1,153万円を充当いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど申し上げます。

○議長(山本浩平君) ただいま提出者から説明がありました。この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

5番、吉田和子議員。

○5番(吉田和子君) 5番、吉田です。東胆振1市4町による災害時広域相互応援協定に基づいて、いろんな支援を行ってきて町の職員が合計413名の職員が派遣をされたということの報告であります。この形が本日2カ月を経過したということで本日で災害本部を解散するということが町長からの報告がありました。新たに支援本部を設置して支援を続けていくという考えだということでありましたけれども、この災害の関係でどういった形で本部になることで職員の派遣とか町の体制の中で元の形に戻れるのか、その中でまた派遣をしていくのかその状況がどういう状況になるのか補正の中でわかれば教えていただきたいと思っております。

○議長(山本浩平君) 高尾総務課長。

○総務課長(高尾利弘君) 本部体制についてでございますが、行政報告でもありましたように本日で災害対策本部としては解散しまして、これから支援本部ということになります。今まで災害対策本ですと全体の全課長、全部署の取り組みになるのですけれども、今後は支援とい

うことで基本的な支援本部は総務課が担当し、支援が今後も12月まで続くような予定で組んでおりますけれども、支援については総務課のほうで派遣の配分ですとか送り出し等の部分を進めていくということで全体的には他課にも協力していただく部分も当然、今後も出てきますが体制としては縮小ということで考えてございます。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） この支援というのは本当にいつ終わるということが先がまだ見えない状況が整わないと、この支援というのはなかなか完結ということにはならないと思うのですが、やはり2年、3年もかかる可能性もでてくるのではないかと思います。この支援本部というのは1市4町のかかわりの中でやっていかれるのか、それとも支援の終着点というのはある程度決定をしながら進めていくのか、その辺のお考えはどのようになっているのか伺います。

○議長（山本浩平君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 支援の形は国のほうの定めの中にも短期的な支援というものと長期的な支援ということで大体分かれていますのでけれども、現在も罹災証明書の発行とかというのは道の指示で道の協定に基づいてやっております。今回1市4町については主に厚真町への物資管理等の支援ということで進めております。消防については、また消防のほうで協定が別にもっておりまして、そちらの広域協定の中で支援をしているという状況です。今後今の見込みですと12月中は1市4町による応援協定の部分が続けていきたいと考えてございます。それ以降については長期的な支援になりますので今度は全国町村会ですとか全国市町会のほうが全道的な募集をかけまして、どちらかという災害復旧にあたる専門職を派遣をするということになっておりまして、そちらのほうには町としては専門職ということになるとなかなか人数的に出せなかったりするものですから、どちらかという大きな市のほうでの対応になるのかなということ。今のところのめどでは1市4町による応援は12月をめどにということ。その後、今やっている継続している仕事が続くようであれば苫小牧市とも協議のうえ、支援をどのようにしていくか、続けていくということになるかと思えます。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） 1つ、お聞きするの忘れたのですが、今までは1市4町による災害時広域総合応援協定なのですが、今度は応援協定が支援部本部となるのですか。それとも名称が新たになって、また協定ですからそういうものに従ってやってたと思うのですが、支援部になると何かそれに対する協定とかやり方とか決めたものがあるのでしょうか。その辺を伺います。

○議長（山本浩平君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 災害対策支援本部というのはあくまでも町としての災害対策支援本部ですので、それぞれのまちによって解散時期、多少ずれてくるのですが、あくまでも応援協定の中身としては継続していくので災害対策支援本部がなくなっても支援のほうは続けていくということで、あくまでも支援本部については1市4町の応援協定という中でそれは別物として考えていただければと思います。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑のございます方はどうぞ。

1 番、山田和子議員。

○1 番（山田和子君） 1 番、山田です。白老牛の提供の件なのですけれども、被災避難所におかれましては大体おにぎりやパン・豚汁とか決まったメニューになる中で、このような提供をされたことは非常に被災地の方にとってもいいことではなかったかなと感じておりますが、その成果について少しお話しいただければと思います。

○議長（山本浩平君） 本間農林水産課長。

○農林水産課長（本間弘樹君） 胆振東部地震に伴います被災地の支援事業の関係でございます。これにつきましては白老牛銘柄推進協議会が中心となりまして、このたび9月19日から20日、21日、3日間にわたりまして被災地3町で避難所での炊き出しを行っております。内容といたしましては白老牛のサイコロステーキを140キロ、3町合計で約1,500食を提供をいたしまして、被災者の皆様から非常においしかった、ありがたかったということでお言葉をいただいております。

○議長（山本浩平君） 1 番、山田和子議員。

○1 番（山田和子君） 1 番、山田です。大変喜んでいただけたということで喜ばしいこととは思いますが、銘柄推進協議会からの要請ということで町からも37万8,000円を支出しての支援ということなのですけれども、例えばほかの団体からもこういう支援がしたいのだということで町への協力要請があった場合の対応の仕方はどうなるのか、お考えがあればお尋ねします。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩をいたします。

休 憩 午前10時31分

再 開 午前10時32分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 支援の場合の考え方ということでお答えさせていただきます。実際にボランティアの方とかもたくさん行っておりますし、関連団体では町の防災マスター会とか炊き出しの支援とか、これは完全にボランティアで行っております。そのほかに白老町赤十字奉仕団のから要請があって奉仕団の方も何名か行っておりますけれども、その場合には支援としてお金による支援ではなくて移動の運転手がないとか、そういった部分で職員を派遣し支援していくというようなことは考えられますけれども。基本的には今回の牛肉についてはオータムフェスタに使う予定の牛肉の一部と町からの支出分を合わせて、3町に全てまかなえないということで、今回についてはその分を支援したということでございます。全体的にはそういうのがあれば全て財源的に措置するというような区分は今のところは考えておりません。仙台市からもいろいろ食料などの部分ですとか洋服メーカーさんからも下着等の要請がありました、そういった支援物資についても配分の関係のお手伝いとかというのはさせていただいているというような状況です。

○議長（山本浩平君） 1 番、山田和子議員。

○1 番（山田和子君） 1 番、山田です。このたびの胆振東部の地震は未曾有の本当に今まで

経験したことの無い災害でさまざまな対応が新しい対応ということで職員の方たちも非常に苦慮されながらの支援体制ではなかったかなと感じておりますが、今対策本部も解散されるということで今後も、被災地の状況はまだそれほど復旧、復興が進んでいるわけではありませぬので、さまざまな形でまだ私たちも支援していかなければならないと考えておりますので、財源厳しい中ですけれどもこういういいアイデアがあったときは検討されて、これからも支援をしていただきたいなと感じております。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 町長の行政報告の中にもありましたように、やはり今回の災害状況については非常に言葉では大変だという言い方をしてしまいますけれど、支援するうちの職員も単純に大変だとかひどいだとか、そういうもの以上にひどい状況がやはりあったと私は本部で聞いております。そういう中で1市4町の応援協定に基づいて進めているわけですけれども、まだまだ状況としては今議員のほうからありましたように復興、復旧の部分がうまく進んでいるかという、なかなかそういう面もとまっている部分もあるので、苫小牧市と特に連携をした形でお互いができるところをもって支援体制はとっていくことは確認をしながら進めておりますので、今後もかかわり約束の中で職員にとっては今後は冬道になるので大変な部分あるのですけれども十分気をつけながら支援体制は組んでいきたいと思っています。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑がございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

報告第2号はこれをもって報告済みといたします。

ここで議長より報告いたします。

本専決処分により9月21日に議決した平成30年度白老町一般会計補正予算（第7号）は同日にご承認いただいたとおり、議長の議事整理権で「歳入歳出の総額」等に所用の係数整理を行い、お手元に配布のとおり修正することといたしましたのでご承知おき願います。

◎報告第3号 専決処分の報告について（平成30年度白老町
水道事業会計補正予算（第6号））

○議長（山本浩平君） 日程第6、報告第3号 専決処分の報告について（平成30年度白老町水道事業会計補正予算（第1号））を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

池田上下水道課長。

○上下水道課長（池田 誠君） それでは報告第3号のご説明を申し上げます。報3-1をお開きください。報告第3号 専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180号第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年11月19日提出。白老町長。

記、(5)、災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事に関する予算

の補正をすること。

次のページ、報3-2をお開きください。専決処分書。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例（平成20年条例第51号）第8条の規定により、町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

平成30年9月4日専決。白老町長。

平成30年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）

第1条 平成30年度白老町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成30年度白老町水道事業会計補正予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

	（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款	水道事業収益	3億7,868万1,000円	104万2,000円	3億7,972万3,000円
第2項	営業外収益	4,691万2,000円	104万2,000円	4,795万4,000円

支出

	（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款	水道事業収益	3億6,758万円	208万5,000円	3億6,966万5,000円
第1項	営業費用	3億1,862万6,000円	208万5,000円	3億2,071万1,000円

次に報3-4をお開きください。平成30年度白老町水道事業会計補正予算説明書の収益的支出からご説明いたします。収益的支出、1款1項2目原水及び浄水費において変更前の額5,018万2,000円に対し変更後の額5,226万7,000円、208万5,000円を増額するものでございます。計上の概要としましては9月4日深夜より接近した台風21号の影響により白老上水場管理等の屋根が一部損傷したことに伴う修繕費となります。

次に資本的収入でございます。1款2項3目雑収益において変更前の額1,840万9,000円に対し変更後の額1,945万1,000円、104万2,000円を増額でございます。計上の概要につきましては先ほどの修繕費208万5,000円のうち建物、災害共済の適用分2分の1相当額をその他の雑収益に計上してございます。

報3-3、平成30年度白老町水道事業補正予算実施計画書につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第3号は報告済みといたします。

◎議案第1号 平成30年度白老町一般会計補正予算（第8号）

○議長（山本浩平君） 日程第7、議案第1号 平成30年度白老町一般会計補正予算（第8号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） それでは議案第1号でございます。議1-1をお開きください。

平成30年度白老町一般会計補正予算（第8号）。

平成30年度白老町一般会計補正予算（第8号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ432万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億4,462万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年11月19日提出。白老町長。

次のページ、「第1表 歳入歳出予算補正」の1、歳入、3ページの2、歳出につきましては記載のとおりでございますので説明は省略させていただきます。

続きまして、4ページの歳入歳出事項別明細書の歳出から説明をさせていただきます。6ページをお開きください。2款総務費、1項1目一般管理費（1）光ケーブル支障移転事業362万9,000円の追加計上でございます。室蘭開発建設部から国道36号線の拡幅工事により支障となる本町所有の光ケーブルの社台小学校東端から苫小牧側へ約400メートル区間の国道両サイドについて本年12月までに移転を求められたことから、移転に要する工事費を計上するものでございます。なお財源につきましては現在、室蘭開発建設部と移転補償を求める交渉を行っているところでございますが、額の確定には至っていないことから今補正予算は一般財源を充当するものでございます。

続きまして、17目諸費（1）胆振東部地震災害支援事業70万円の追加計上であります。北海道胆振東部地震により甚大な被害を受けた厚真町、安平町及びむかわ町に対し胆振町村会の被災3町以外の本町を含む4町で見舞金を被災町にそれぞれ200万円を贈呈することになったので、本町の負担分70万円を計上するものでございます。以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

歳入につきましては4ページになります。お開きください。20款繰越金、1項1目繰越金の前年度繰越金432万9,000円、全額充当するものでございます。なお、これによりまして繰越金の留保額7,237万円となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終了しました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を集結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 平成30年度白老町一般会計補正予算（第8号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔全員挙手〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 平成30年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（山本浩平君） 日程第8、議案第2号 平成30年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

池田上下水道課長。

○上下水道課長（池田 誠君） それでは議案第2号の説明を申し上げます。議2-1をお開きください。

議案第2号 平成30年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成30年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 既定の債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

平成30年11月19日提出。白老町長。

次のページをお開きください。「第1表 債務負担行為補正」でございます。事項、白老町下水終末処理場M I C S施設建設工事、期間平成31年度、限度額5億6,400万円。内容につきましてはさきの9月会議において補助事業費の確定に伴い補正予算の議決をいただいたところですが、本施設の建設工事につきましては平成31年度までの2か年を予定しており、本年中に契約を行うことができるようにするため債務負担行為を設定するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 議案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を集結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 平成30年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔全員挙手〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 平成30年度白老町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（山本浩平君） 日程第9、議案第3号 平成30年度白老町水道事業会計補正予算（第3号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

池田上下水道課長。

○上下水道課長（池田 誠君） それでは議案第3号のご説明を申し上げます。議3-1をお開きください。

議案第3号 平成30年度白老町水道事業会計補正予算（第3号）。

（総則）

第1条 平成30年度白老町水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 平成30年度白老町水道事業会計予算第4条本文括弧書中「不足する額1億8,310万2,000円」を「不足する額1億8,452万4,000円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,065万8,000円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,208万円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

	（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款	資本的収入	5,000万円	1,777万8,000円	6,777万8,000円
第2項	建設改良補助金	0円	1,777万8,000円	1,777万8,000円

支出

	（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款	資本的支出	2億3,310万2,000円	1,920万円	2億5,230万2,000円
第1項	建設改良費	1億4,387万3,000円	1,920万円	1億6,307万3,000円

平成30年11月19日提出。白老町長。

次に議3-3をお開きください。平成30年度白老町水道会計補正予算説明書の資本的支出からご説明いたします。資本的支出、1款1項1目配水施設改良費において変更前の額1億980万円に対し変更後の額1億2,900万円、1,920万円の増額とするものでございます。計上の概要

としましては工事請負費で国道36号社台地区拡幅に伴い、今年度に約400メートルの区間において水道管の移設を行うものでございます。

次に資本的収入でございます。1款2項1目建設改良補助金、変更前の額ゼロ円に対し変更後1,777万8,000円、1,777万8,000円の増額となります。先ほどご説明しました水道管の移設に伴う補助金を国から受けるものでございますが、工事費のうち消費税相当額を除く全額を計上してございます。

議3-2、平成30年度白老町水道事業会計補正予算実施計画書につきましては記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を集結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 平成30年度白老町水道事業会計補正予算（第3号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔全員挙手〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第1号 白老町の民間団体への過剰支援是正等に関する陳情書

○議長（山本浩平君） 日程第10、陳情第1号 白老町の民間団体への過剰支援是正等に関する陳情書を議題に供します。

お諮りいたします。本陳情につきましては会議規則第76条第1項の規定に基づき、産業厚生常任委員会に付託の上、休会中の審査とすることにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号 白老町の民間団体への過剰支援是正等に関する陳情書は産業厚生常任委員会へ付託の上、休会中の審査とすることと決定いたしました。審査方よろしく願います。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君）　以上で本日の日程は全部終了いたしました。

議長により、念のため申し述べておきます。明日11月20日から、明年1月3日までの間は休会となっておりますのでご承知おき願います。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前10時55分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署 名 議 員 吉 谷 一 孝

署 名 議 員 広 地 紀 彰

署 名 議 員 吉 田 和 子